

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成17年12月19日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	2号機	主復水器(B2)の逆洗及び正洗操作後、主にB2の導電率に上昇が大きく認められたことから、復水器のチューブリークが推定され、監視強化体制を図る	12月19日公表済(PDF152kB)

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	NO. 1重油タンクにおいて、ベントフィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを交換	
2	1号機	活性炭ホールドアップ建屋内制御盤(LP24-002)において、冷却水サージタンク凍結防止ヒータの制御用赤ランプ内ソケットに破損が認められたため、ソケットを交換	
3	1号機	NO. 2重油移送ポンプの吐出圧力計(PI-75-L30)において、継手部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	
4	1号機	NO. 1重油タンクの温度計において、内部に結露が発生したため、当該部を点検	
5	1号機	エリア放射線モニタ記録計へのインク補充において、復旧時の電源の「入」操作忘れによる、欠測が認められたため、注意を喚起	
6	2号機	タービン補機冷却水系熱交換器(A)入口弁において、保温カバーに破損が認められたため、当該カバーを修理	
7	2号機	復水脱塩装置再生用水ポンプ(A)において、電線管サポートに破損が認められたため、当該サポートを修理	
8	3号機	給水加熱器ドレンポンプ(C)において、吸込配管ドレン閉止プラグの外れが認められたため、当該閉止プラグを取付け	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
9	4号機	原子炉建屋ストームドレンタンクにおいて、レベルゲージ下部よりにじみが認められたため、当該部を点検・修理	
10	5号機	環境測定用TLB素子点検時、校正基準値外れが認められたため、TLB素子を交換	
11	5号機	原子炉建屋内用空気系元弁(V-72-355)において、溶接部より水のにじみが認められたため、当該溶接部を点検・修理	
12	5号機	原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器の温度調整弁において、グランドリーク(1滴/5秒程度)が認められたため、グランド部を増し締め	
13	5号機	プラントデータ(BOP)タイパーにおいて、復水器(B・C)のホットウェル導電率打出値に指示異常が認められたため、タイパーを点検・校正	
14	5号機	自動減圧(B)系用窒素圧力調整弁入口弁(PCV-71-715B)において、グランド部より微量の窒素リークが認められたため、グランド部を点検・調整	
15	5号機	所内ボイラ室ストームドレンサンプポンプの過負荷トリップが発生し、確認の結果MCC制御回路にヒューズ切れが認められたため、当該回路の点検・修理	
16	6号機	グランドシール排気モニタサンプポンプ(A)において、トリップ事象が認められたため、当該ポンプを点検・修理	
17	6号機	非常用スイッチギア室換気空調系膨張水タンク(A)の補給水配管圧力計(PI-1203)において、指示不良が認められたため、当該圧力計を点検・校正	
18	6号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器(A)の出口弁(AO-G33-Z010-101A)において、動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	
19	6号機	所内ボイラ(A)スートブロー操作時、ドレン排出配管の接合部より蒸気リークが認められたため、当該部を点検・修理	
20	集中環境施設	高温焼却炉建屋非管理区域冷凍機冷水ブロー操作時、ブロー配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	
21	集中環境施設	タンクベント系タンクベント排風機出口流量記録計(FR-R33-601)において、チャート送り不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	
22	集中環境施設	雑固体焼却炉(B)2次セラミックフィルタ(B)において、詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで